

船橋市緑の基本計画

進行管理

市の木・市の花



サザンカ



カザグルマ



ヒマワリ

建設局 都市整備部 公園緑地課

令和2年6月

目次



1	緑の基本計画	P 2
2	計画策定後の進行管理	P 4
3	各施策の進捗状況	P 5
4	各施策の具体的取組	P 7
	(施策1) 船橋らしい緑の保全	P 7
	(施策2) 公園緑地の整備	P 8
	(施策3) 緑化の推進	P 10
	(施策4) 緑の効果を高める管理の充実	P 11
	(施策5) 市民との協働の推進	P 11
	(施策6) 緑の普及・啓発	P 12

●はじめに

本市は、海から源流域までたどれる水系特性があるほか、南部には貴重な干潟・浅海域「三番瀬（さんばんぜ）」、内陸部には河川の源流域となる斜面緑地、ふなばしアンデルセン公園や県民の森といったまとまった緑地が残っており、市街化が進んでいる一方で、特徴ある緑の自然環境が見られるまちとなっています。

緑は生活にうるおいとやすらぎをもたらすかけがいのない財産であり、現在残っている緑を保全しながら、新たな緑の創出を図り、それらの緑と水の景観に親しめる拠点のネットワーク形成を行うことで、将来を担う子どもたちに豊かな自然を継承していくことが私たちの責任だと考えています。

そのために、都市の緑の適正な保全及び緑地に関する計画である「緑の基本計画」を中長期的な視点に立って策定し、市民のみなさまと行政が一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくための共通目標・指針として推進していきます。

本冊子は進行管理結果を公開することで、本計画の実行性をより高めることを目的に作成しました。

1 緑の基本計画

●緑の基本計画とは

平成6年6月の都市緑地保全法（現：都市緑地法）の改正において創設された、市町村が中長期的な視点に立って策定する都市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

船橋市緑の基本計画は平成9年3月に策定し、平成19年10月に改定（改定第1版）を行いました。また、平成23年に起きた東日本大震災に起因する防災意識の高まりや異常気象の一因と考えられている地球温暖化への対策といった社会情勢の変化、また、緑化に関する普及・啓発活動をしていた財団法人船橋市緑の基金の解散といった経緯を踏まえ、現状に合った計画とするために平成29年3月に改定を行い、現計画（改定第2版）となっています。

●構成

本計画書は読みやすくなるよう、前半に「緑の機能」「計画の基本方針」「計画実現のための施策」等を記載し、計画の位置づけ等は後半に示しています。

- 第1章 緑の機能
- 第2章 船橋の緑の現況
- 第3章 計画の基本方針
- 第4章 計画実現のための施策
- 第5章 地域別計画
- 第6章 計画策定後の進行管理
- 第7章 緑の基本計画とは

●基本方針

次の4つの基本方針のもとに、緑の保全・創出・育成を進めることにより緑の将来像を実現していきます。

- 方針1 人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくります
- 方針2 多様な緑により、風格ある緑の都市をつくります
- 方針3 安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします
- 方針4 市民との連携により、緑を守り育てていきます

●目標

中間目標年度を令和7年度、目標年度を令和17年度とし、3つの目標を定めています。

目標1 樹林地の確保

市内にある樹林地を維持・保全するため、都市緑地としての開設や指定樹林の指定といった保全施策を実施している面積を増やします。

目標2 都市公園の整備

都市公園の総面積を増やします。

目標3 市民協働の推進

市民協働事業に対する参加団体や実施箇所数を毎年2%増やします。

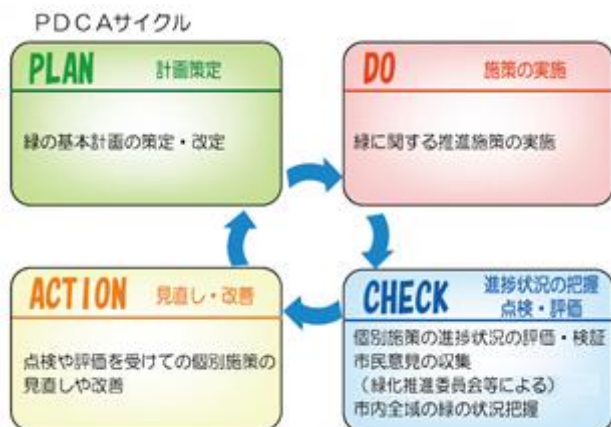
目標	基準	実績 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	目標 (令和17年度)
樹林地の確保	206ha (H25)	194ha	226ha	246ha
都市公園の整備	198ha (H26)	216ha	231ha	257ha
市民協働の推進	市民協働事業に対する参加団体や実施箇所数を毎年2%増やす			

2 計画策定後の進行管理

●進行管理

本計画の推進にあたっては、PLAN（計画策定）、DO（施策の実施）、CHECK（進捗状況の把握、点検・評価）、ACTION（見直し・改善）のPDCAサイクルに基づき行います。

具体的にはPLANで緑の基本計画の策定・改定を行い本計画の実行性を高め、DOで具体的な施策を実行し、CHECKで個別施策の進捗状況の評価・検証を行うとともに緑化推進委員会等による市民の意見を取り入れ、ACTIONで計画の推進に関する点検や評価を受けて推進施策の見直しや改善を行います。



各個別施策については、施策内容やその効果により1年から3年程度の定期的な検証を行い、施策の修正等を行います。

さらに、進行管理結果をホームページ等により公開することで実行性を高めます。

3 各施策の進捗状況

全45個別施策の進捗状況（令和元年度末時点）は、下記のとおりです。

各施策の進捗状況	
未着手（－）	1 施策(2%)
着手（△）	2 施策(5%)
実施（○）	42 施策(93%)
完了（◎）	0 施策(0%)

各個別施策の進捗状況は下記のとおりです。

基本施策	個別施策		進捗状況
(施策1) 船橋らしい 緑の保全	1-1	樹林地の機能評価	○
	1-2	都市緑地による樹林地の保全	○
	1-3	市民の森による樹林地の保全・活用	○
	1-4	指定樹林制度の活用	○
	1-5	特別緑地保全地区の指定	△
	1-6	風致地区制度の活用による緑の維持	○
	1-7	巨樹・名木の保全	○
(施策2) 公園緑地の 整備	2-1	公園不足地区における優先的整備の推進	○
	2-2	公園等の恒久性の確保	○
	2-3	土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備	○
	2-4	既存国有地の活用	○
	2-5	隣接する市街化調整区域での公園整備	○
	2-6	市街地の立体的な土地利用による公園整備	○
	2-7	新たな運動公園の整備	—
	2-8	開放型の都市緑地の整備	○
	2-9	特色ある公園等の整備	○
	2-10	防災機能の強化	○
	2-11	都市公園の再整備による活性化	○
	2-12	生産緑地の活用	○

基本施策	個別施策		進捗状況
(施策3) 緑化の推進	3-1	街路樹による道路緑化の推進	○
	3-2	自然を活かした水辺環境の創出	○
	3-3	公共施設の緑化	○
	3-4	生垣助成	○
	3-5	宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進	○
	3-6	立体的な緑の推進	○
(施策4) 緑の効果を 高める管理の 充実	4-1	公園・緑地・街路樹の適正な管理	○
	4-2	地域に根差した樹木の移植	○
	4-3	安全・安心な公園の維持	○
	4-4	緑のリサイクルの推進	○
(施策5) 市民との協働 の推進	5-1	市民参加の公園づくり	○
	5-2	ふれあい花壇事業	○
	5-3	花いっぱいまちづくり助成事業	○
	5-4	花苗サポーター事業	○
	5-5	町会等清掃委託制度の推進	○
	5-6	地域のシンボルとなる緑づくり	△
	5-7	ビオトープ事業の推進	○
	5-8	緑の保全に寄与する団体へのサポート	○
	5-9	緑化推進委員会の設置	○
(施策6) 緑の普及・ 啓発	6-1	緑と花のジャンボ市	○
	6-2	花壇コンテスト	○
	6-3	公園等の情報提供	○
	6-4	環境学習プログラムの開発	○
	6-5	市の花の普及・啓発活動	○
	6-6	緑の散策路の普及・推進	○
	6-7	地域の活性化のための公園活用	○

4 各施策の具体的取組

基本施策	個別施策		基本計画指標		令和2年度 予定事業	令和元年度実施 事業内容	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
			令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策1) 船橋らしい 緑の保全	1-1	樹林地の機能評価	市内の樹林地を都市環境の保全や景観形成、防災といった緑の持つ機能から調査・分析し、各箇所の機能を評価します。その評価結果をもとに、今後の保全方針や施策展開の検討に反映していきます。	-	-	より効果的な機能評価の方法を研究する。	より効果的な機能評価の方法を研究している。	実施	効率的な機能評価と反映方法を研究する必要がある。
	1-2	都市緑地による樹林地の保全	市内の樹林地の中で機能の評価が高く、保全すべき重要度が高い樹林地を買収もしくは借地し、都市緑地として保全します。	都市緑地面積 40.0ha	都市緑地面積 50.0ha	候補用地を把握し、買収等を検討する。 (目標:40ha)	藤原市民の森緑地(2.27ha)を買収し、都市緑地として保全することとした。 (実績:39.3ha)	実施	地権者の理解を得ることが必要となる。
	1-3	市民の森による樹林地の保全・活用	市内の樹林地の中で機能の評価が高く、住宅地等に隣接するものを市民の森として借地・整備し、地域の憩いの場として開放します。	-	-	機能評価が高く、住宅地等に隣接する樹林地の地権者から要望があった場合は、市民の森としての借地を検討する。	市民の森に関する情報を市HPで紹介している。	実施	地権者の理解を得ることが必要となる。
	1-4	指定樹林制度の活用	市内の樹林地の中で機能の評価が高い樹林地を指定樹林に指定し、管理費用の助成等を行うことで保全を図ります。	-	-	既指定分への助成及び新規指定を行う。	新規指定を行った。 (樹林)17,295m ²	実施	相続や開発等による解除申出がある。また、地権者の高齢化により管理が困難な樹林がある。
	1-5	特別緑地保全地区の指定	都市における良好な自然環境に寄与する緑地を一定の行為の制限などにより現状凍結的保全する特別緑地保全地区等の指定による保全を検討していきます。	-	-	特別緑地保全地区の指定を含め、様々な保全方法を研究する。	特別緑地保全地区の指定を含め、様々な保全方法を研究している。	着手	今後も様々な保全方法を研究していく。
	1-6	風致地区制度の活用による緑の維持	風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ良好な景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区であり、本市では4地区を指定しています。千葉県からの権限移譲により平成27年1月1日に施行した船橋市風致地区条例に規定された規制に対する確認や許可を行っていくことで、指定地区内の住環境と緑地環境の調和を図ります。	-	-	風致地区条例に基づく行為申請の審査・許可を行う。	風致地区条例に基づく行為申請の審査・許可を行った。	実施	今後も継続する。
	1-7	巨樹・名木の保全	ふるさとの風土の歴史を刻んだ巨樹を保全するため、指定樹木制度の活用を図ります。また、巨樹の他に地域に親しまれている木などを名木として保全するため、指定要件を検討します。	指定樹木本数 115本	指定樹木本数 130本	指定樹木へ保険をかけ、制度の活用を図る。また、新規指定を行う。	指定樹木制度を拡大し、保全を進めるため、保険制度の導入を決定した。 (指定)99本	実施	指定樹林制度による保全を図るため、制度周知の必要がある。

基本施策	個別施策		基本計画指標		令和2年度 予定事業	令和元年度実施 事業内容	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
			令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策2) 公園緑地の 整備	2-1	公園不足地区における優先的整備の推進	市街地を町丁目や線路等の分断要素の点から54の公園整備推進地区に分け、各地区の公園整備状況をもとに、公園が不足している地区に優先的に公園を整備していきます。	-	-	引き続き、公園不足地区において、公園候補用地における地権者の意向等を確認する。	公園不足地区において、現地調査と候補用地の選出を行った。また、地権者に土地の将来計画を確認した。	実施	地権者の理解を得ることが必要となる。
	2-2	公園等の恒久性の確保	公園等の恒久性を確保するため、都市公園法に基づく都市公園として開設するとともに、一定規模以上の都市公園については都市計画決定を行います。また、借地により開設している公園は用地取得を推進します。	-	-	都市公園を開設する。また必要に応じて、都市計画決定や借地公園の用地取得の検討を行う。	都市公園を新規86件開設し、計809件となった。	実施	引き続き、都市公園の新規開設を進めていく。
	2-3	土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備	土地区画整理事業や再開発事業等の実施の際には、公園整備等の協議を行い必要となる公園や緑地の確保を図るとともに、地区計画や緑地に関する協定も活用しながら緑のまちづくりを進めます。	-	-	引き続き、事業計画策定に向けた協議の立ち合い等、準備会を支援し、地権者の同意取得及び事業認可を目指す。	事業計画の策定に向け、公園の配置、仕様などについて協議を実施した。	着手	市街化区域編入等の都市計画決定スケジュールの進捗に合わせて事業を進める。
						飯山満土地区画整理事業において、緑地の整備工事に着手する。	飯山満土地区画整理事業において、緑地の実施設計を行った。	実施	着実に進捗している。
	2-4	既存国有地の活用	国有地等の払下げに際し、公園不足地域等の状況を踏まえ、用地取得並びに公園整備を検討していきます。	-	-	三山8丁目未利用国有地について、引き続き、国と協議を行う。	三山8丁目未利用国有地について、国と協議を行った。	実施	引き続き、状況を把握する必要がある。
						引き続き、整備手法等について検討する。	公園を含む公共施設整備用地として取得した二和東5丁目市有地について、整備手法等を検討するため、サウンディング型市場調査を実施した。	実施	引き続き、検討を続ける必要がある。
2-5	隣接する市街化調整区域での公園整備	既に宅地化された市街化区域内で、まとまった公園用地の確保が難しい場合に、隣接する市街化調整区域において公園整備を進めることを検討していきます。	-	-	引き続き、市街化区域内の公園用地の確保に努めるが、隣接する適地についても検討する。	大穴近隣公園の整備を進めた。	実施	引き続き、検討を続ける必要がある。	

基本施策	個別施策		基本計画 指標		令和2年度 予定事業	令和元年度実施 事業内容	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
			令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策2) 公園緑地の 整備	2-6	市街地の立体的な土地利用による公園整備	人工地盤の上部利用や立体都市公園制度など、市街地の限られた用地を立体的に活用する制度により、都市部の公園不足地域での公園整備を検討していきます。	-	-	開発指導における上部利用を認め、公園整備を進める。	開発による帰属公園において、貯留施設上部を公園として整備することを許容し、指導した。	実施	引き続き、協議・指導していく。
	2-7	新たな運動公園の整備	スポーツ健康都市宣言を踏まえ、市民の利便性を図るため新たな運動公園の整備を検討します。	-	-	引き続き、適地に関する情報収集を行うとともに、1月より、既存の船橋市運動公園へ指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上を図る。	広大な土地が必要なことから適地について情報収集を行うとともに、既存の船橋市運動公園へ指定管理者制度を導入することを決定した。	未着手	新たな運動公園を整備するには、適地を確保する必要がある。
	2-8	開放型の都市緑地の整備	緑地保全を第一の目的とする都市緑地の整備においても、市民が利用できる開放型の緑地整備を検討します。	-	-	整備箇所の検討を行う。	藤原市民の森緑地を整備した。	実施	樹木等の伐採が必要となる。
	2-9	特色ある公園等の整備	地域特性を活かした公園や特徴的な施設の整備により、特色ある公園等の整備状況を把握していきます。	-	-	施設整備の検討を行う。	高根木戸近隣公園の大型複合遊具の改修を行った。	実施	施設の老朽化により、今後大規模な改修が必要となる。
	2-10	防災機能の強化	防災活動の拠点となる防災公園の整備を検討する一方、都市公園の整備や再整備の際には、周辺状況を考慮した上で地元自治会等と協議し、非常時に利用できる防災施設や耐火性のある樹種の導入などにより防災機能の強化を図ります。	-	-	整備箇所の検討を行う。	大穴近隣公園の整備を行った。	実施	防災計画に伴う整備が必要となる。
	2-11	都市公園の再整備による活性化	施設の老朽化や、近隣住民の年齢層の推移などから起こる利用形態の変化により、利用状況の低下がみられる公園においては、再整備により活性化を図ります。また、子育て支援や高齢化対応の充実を図るなど周辺地域のニーズや取組を踏まえて、機能の集約や分配などを考慮した既設の都市公園の再編についても検討します。	-	-	遊戯施設の改築を行う。	遊戯施設の改築を行った。 高根木戸近隣公園の改修を行った。	実施	老朽化した施設の計画的な改修が必要である。
	2-12	生産緑地の活用	市街地の緑地空間確保に寄与する都市農地に関し、国の動向を注視するとともに新たな施策も検討し、生産緑地制度の活用を継続していきます。その中で、面積や接道条件などの要件を満たしている箇所の買い取り申し出があった場合、公園としての活用を検討していきます。	-	-	引き続き、買取希望があった場合は検討を行う。	生産緑地の買取り希望があり、公園用地として検討を行ったが、活用には至らなかった。	実施	引き続き、生産緑地の状況を注視していく。

基本施策	個別施策		基本計画 指標		令和2年度 予定事業	令和元年度実施 事業内容	進捗状況	実施上の課題、又は評価
			令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)				
(施策3) 緑化の推進	3-1	街路樹による道路緑化の推進 幅員16m以上の道路整備にあたり、計画的な道路緑化を推進するため、周辺の土地利用状況や歩行者通行量を考慮した上で、街路樹を設置できるところに、街並みや地域特性を考慮した街路樹の導入を検討していきます。	-	-	整備箇所の検討を行う。	都市計画道路の整備により街路樹を植樹した。	実施	整備可能な箇所があれば実施していく。
	3-2	自然を活かした水辺環境の創出 河川や調節池の周辺に遊歩道や緑地などを整備し、水や緑とふれあえる親水拠点を創出します。また、遊歩道等の活用を推進するため、ベンチなど施設設置状況の把握や、新規整備も検討していきます。	-	-	多自然川づくりに関して引き続き環境調査等を大学と共に実施していく。	市と東邦大学との包括協定に基づき、準用河川駒込川で行う多自然川づくりについて協議を行った。	実施	継続的に行っていく場合、調査等に費用が発生する可能性がある。
					駒込川改修事業の用地買収を行う。	駒込川改修事業の用地買収を行った。	実施	実施に向けて着実に進んでいる。
	3-3	公共施設の緑化 公共施設の新設や建て替えに際しては、地域の景観に考慮した接道部分の緑化を推進し、地域のシンボルとなるような景観木・生垣を積極的に導入していくよう協議します。	-	-	開発指導における緑化指導を行う。	開発指導における緑化指導を行った。	実施	建設当時に条例がない場合、当初から緑地が確保されておらず、部分的な建替えでは十分な緑地が作れない。
	3-4	生垣助成 生垣の視覚効果や防災効果を高める適正な管理をしていくため、現在行っている生垣管理に対する助成の対象を広げ、設置の推進と管理状況の質が高まるよう制度の見直しを図ります。また、管理だけでなく生垣の設置に対する助成制度についても検討します。	-	-	指定樹木等助成制度の中で指定生垣に対する助成金の交付を行う。	指定樹木等助成制度の中で指定生垣に対する助成金の交付を行った。	実施	代替わりなどで生垣が撤去されるケースも増え、減少しつつある。
	3-5	宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進 宅地開発や事業所等の設置の協議の際には、緑の保全と緑化の推進に関する条例や環境共生まちづくり条例などによる緑化の指導をしていきます。	-	-	開発指導における緑化指導を行う。	開発指導における緑化指導を行った。	実施	条例に基づき、理解を得て、緑地を確保してもらっている。
	3-6	立体的な緑の推進 市街地における緑の視覚的効果と、夏季のヒートアイランド現象への対策に効果の高い屋上緑化、壁面緑化及び緑のカーテンなどの立体的な緑化を推進していきます。	-	-	開発指導における緑化指導を行う。	開発指導における緑化指導を行った。	実施	引き続き、指導を行う。
市民、公共施設にゴーヤの種の配布及び公共施設へのゴーヤの苗等の資材配布を行う					市民、公共施設にゴーヤの苗や種を配布した。	実施	取組は順調に進んでいるが、適宜事業内容の見直しを行っていく。	

基本施策	個別施策		基本計画 指標		令和2年度 予定事業	令和元年度実施 事業内容	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
			令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策4) 緑の効果を高める管理 の充実	4-1	公園・緑地・街路樹の適正な管理	緑が目に見える、質の高い緑へと育成し管理していくため、公園や緑地、街路樹を含めた緑に対し、樹種ごとの将来樹形までを見据えた適正な管理手法を検討し、樹木管理を行っていきます。	-	-	樹木管理マニュアルの精査を行い完了させ、適正な樹木管理を行う。	樹木管理マニュアルの作成に着手している。	実施	引き続き管理手法を検討していき、適宜反映をさせるようにしていく。
	4-2	地域に根差した樹木の移植	地域の中で親しまれシンボルとなっている樹木を、やむを得ず除去せざるを得なくなった場合に、移植等の保全方法を検討します。	-	-	除去が必要な場合は、地域の要望を踏まえ、移植を含め、保全を検討する。	事例がなかった。	実施	移植を含めた様々な保全方法を研究していく。
	4-3	安全・安心な公園の維持	犯罪や事故防止のため、適正な夜間照明の照度を確保し、死角となるような施設や植栽の改善を図ります。	-	-	運動公園及び法典公園の駐車場に照明灯を増設する。	10公園の照明灯LED化を行った。	実施	隣接地への照明の光漏れの配慮が必要である。
	4-4	緑のリサイクルの推進	樹木の剪定によって発生した枝等をチップ化し、土壌改良材等として活用していくとともに、新たな有効利用方法を検討していきます。また、公園等で木材を使用する施設を整備する際に、再生木材を使用した製品を活用します。	-	-	再生木材を使用した健康器具を設置する。	大穴近隣公園整備で活用した。	実施	引き続き、活用する。
(施策5) 市民との協働の推進	5-1	市民参加の公園づくり	公園の整備にあたっては、計画段階から市民のニーズを把握し、利用者が愛着をもてる公園づくりを進めます。また、こども未来会議室等での公園整備や利用方法に関する提案や要望についても積極的に検討していきます。	-	-	必要に応じて、整備等を行っていく。	大穴近隣公園の整備及び高根木戸近隣公園の改修を行った。	実施	公園整備前に地元説明会を実施している。
						中学校区内にボール遊びのできる施設がない地域において、当該施設を増やす。	ボール遊びのできる施設をパンフレットにまとめ、周知した。	実施	ボール遊びのできる施設を増やしていく。
	5-2	ふれあい花壇事業	公園等に花壇を設置し、市民団体等に花苗の植え替えや水やりなど花壇の管理をお願いいたします。今後は、事業の効果を高めるため、花壇の管理についてアドバイスする専門家の派遣などにより、活動団体をサポートするような体制づくりを検討します。	実施箇所 120箇所	実施箇所 147箇所	引き続き、ふれあい花壇事業の周知を行う。 (目標:102箇所)	清掃団体への事業実施をお願いするために、リーフレットを配布した。 (実績:99箇所)	実施	種々の事情により、辞退されるケースもあるが、粘り強くお願いしていく。
5-3	花いっぱいまちづくり助成事業	花のあるまちづくりのため、公共的な空間に花を植えている団体に、その費用を一部助成します。今後は、より使いやすい制度になるよう手続き等を見直し、登録団体の増加を図ります。	事業参加団体 55団体	事業参加団体 65団体	引き続き、花いっぱいまちづくり助成事業の周知を行う。 (目標:35団体)	事業を紹介するためのリーフレットの刷新と商店会連合会へのリーフレットの配布。学校等への案内を行った。 (実績:29団体)	実施	活動を継続して実施してもらえよう工夫をしていく。	

基本施策	個別施策		基本計画 指標		令和2年度 予定事業	令和元年度実施 事業内容	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
			令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策5) 市民との協働の推進	5-4	花苗サポーター事業	事業に協力していただける市民を登録し、種から花苗をつくるまでの育て方を講習しながら、種や必要資材を配布して花苗づくりをお願いする「花苗サポーター事業」の実施を検討します。作成した花苗のうち、一定個数を公共施設用として納品してもらい、残りは自由に育ててもらおうことで、花のあふれる街を目指します。	-	花苗サポーター 100人	春と秋に講習会を実施する。また、公民館等と協議し、定植場所を拡大する。(目標:40人)	春と秋に講習会を実施した。また、秋事業ではサポーターの公募を行った。(実績:34人)	実施	定植場所の拡大、各地域でのリーダー育成により、花のあふれる街を目指す。
	5-5	町会等清掃委託制度の推進	身近な公園の清掃等管理を町会などの団体に委託し、地域で管理していただきます。活動団体や箇所を増やしていくよう、例えば容易なものから何段階かに管理内容のレベルを変えた委託体制にするなどの制度改正の検討や報告体制の見直しを行い推進していきます。	委託箇所 446箇所	委託箇所 543箇所	継続して実施する。(目標:360箇所)	継続的に実施している。(実績:353箇所)	実施	町会等、清掃団体の構成員の高齢化などにより辞退の申請が増加傾向にある。
	5-6	地域のシンボルとなる緑づくり	公園や緑地の整備・再整備などに合わせ、地域のシンボルとなる樹種を選び、それを地域住民に植樹してもらうイベントなどを行うことで、緑を増やすとともに緑に興味を持ってもらう機会や、公園に愛着を感じてもらおうきっかけをつくります。	植樹箇所 20箇所	植樹箇所 50箇所	植樹の検討を行う。	事例がなかった。	着手	引き続き、検討を行う。
	5-7	ビオトープ事業の推進	生物の生息空間としての機能を高めるため、緑や花、水辺などを合わせ持ったビオトープを設置・管理し、生物多様性の拠点とします。管理運営に際しては、学校や市民団体、専門知識を有する方と協力し、環境教育や地域の交流の場としても活用できるよう、推進体制を検討していきます。	-	-	継続して実施する。	累計14校にビオトープ設置している。	実施	ビオトープ設置済みの学校に関しては今後も活用できるが、新たに設置するのは難しい。
	5-8	緑の保全に寄与する団体へのサポート	緑の保全に寄与する市民活動団体をサポートする方法やシステムを検討します。	-	-	引き続き、表彰等を行っていく。	令和元年度については、緑の保全に関する表彰を2件行った。	実施	取り組みは順調に進んでいる。
	5-9	緑化推進委員会の設置	各施策を推進するにあたり、地域を代表して市との連携を図り、各地域の緑化状況を把握し緑化のサポートをする緑化推進委員の委嘱と緑化推進委員会の設置を検討します。	-	-	緑化推進委員会を実施する。	緑化推進委員会を3回実施した。	実施	緑化を推進するため、委員会を継続していく。
(施策6) 緑の普及・啓発	6-1	緑と花のジャンボ市	植木や花苗などの販売を行う「緑と花のジャンボ市」を毎年2回開催します。現在は、年2回とも天沼弁天池公園で開催していますが、今後は市内の別の地域での開催も検討するとともに、植木や花苗の販売だけでなく、展示スペースや体験コーナーなどの内容拡充についても検討していきます。	-	-	継続して実施する。	春・秋に実施した。秋はミュージックストリートと同日開催とした。(日曜のみ)	実施	魅力あるイベントになるよう工夫していく。
	6-2	花壇コンテスト	個人や団体が、街中で管理している花壇のコンテストを開催し、優秀者を表彰します。今後は、事業推進のため、花壇等の作り方や花の育て方などをアドバイスする講習会等の開催も検討します。	コンテスト出場団体 55団体	コンテスト出場団体 65団体	参加しやすいよう審査期間を延長して実施する。(目標:45団体)	参加者のレポート率向上を目的に、幾つかの点を改善した。(実績:42団体)	実施	審査期間が10日間程度と短く、花壇の見ごろと合わせる事が困難との意見を受け、改善を図る。

基本施策	個別施策		基本計画 指標		令和2年度 予定事業	令和元年度実施 事業内容	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
			令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策6) 緑の普及・ 啓発	6-3	公園等の情報提供	公園等の位置や施設情報を検索するシステムを構築し、市民に情報提供することで公園等の活用促進を図ります。また、地域の活動などもサポートできるような公園等でのイベントなどの情報を検索システムに連動させることも検討していきます。	-	-	公園・緑地等の情報を掲載している「公園マップ」を随時更新する。	公園・緑地等の情報を掲載している「公園マップ」を随時更新した。	実施	公園マップの更新により、情報提供を行うことで、公園等の活用促進を図る。
	6-4	環境学習プログラムの開発	ふなばしアンデルセン公園での自然体験やふなばし三番瀬海浜公園に整備する環境学習施設での環境学習に併せ、環境に関する活動をしている市民活動団体とも協力しながら環境学習プログラムを作成し、実施していきます。	-	-	アンデルセン公園において、引き続き、指定管理者による自然観察会等を実施する。	アンデルセン公園において、自然観察会等を指定管理者が実施した。	実施	着実に事業を実施していき、魅力ある公園づくりを図っていく。
						所管する三番瀬環境学習館において、引き続き指定管理者による、ワークショップ等を実施していく。	所管する三番瀬環境学習館において、指定管理者による趣向を凝らしたワークショップ等を実施している。	実施	取り組みは順調に進んでいるが、今後も広報活動等に力を入れていく必要がある。
	6-5	市の花の普及・啓発活動	市の花である「ヒマワリ」と「カザグルマ」を周知し、市民一人ひとりの手による緑化活動を推進します。ヒマワリの周知については、学校や保育園といった公共施設等で育てることや、種の小袋を出張所等の窓口で配布することで推進します。カザグルマについては、自生地の保護を最優先課題としつつ、自生種から育てた苗の配布により周知を図ります。どちらも、配布数の増加や配布箇所の拡大等により周知を強化していきます。	-	-	引き続き、配布やPRを継続するとともに、市の木・花リーフレットを作成する。	ヒマワリの種を課窓口で配布した。また、ジャンボ市などのイベントにて市の花ブースを設置し、PRを行った。	実施	周知を強化するため、周知媒体や周知先の充実を図る。
	6-6	緑の散策路の普及・推進	自然散策マップやお散歩マップの周知を図り、それを活用した散策会等の開催により普及していきます。	-	-	公民館や市インフォメーションセンター等で広く自然散策マップの配布を行う。	公民館や市インフォメーションセンター等で広く自然散策マップの配布を行った。また、同マップの一部のコースについて、情報に変化がないか確認した。	実施	自然散策マップの周知は出来ているが、散策会等の実施は出来ていない。また、自然散策マップ(H27.4発行)の情報の更新も必要に応じて実施する必要がある。
						観光パンフレットを配布する。	お散歩マップを配布した。	実施	着実に実施できている。
6-7	地域の活性化のための公園活用	地域の活性化につながる、朝市やチャリティーイベントなどの開催場所として公園等を活用していきます。加えて、ロケ地の紹介をしている「ふなばし撮おりゃんせ」を通して映画やドラマなどの撮影も誘致し、市に愛着を感じてもらえるよう公園を活用していきます。	-	-	随時実施している。	16件実施した。	実施	着実に事業を進行している。	